特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第15号

平成29年６月23日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 29 年７月 14 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Ｄ177号
２．名称　リトラ株式会社
３．住所　埼玉県日高市大字原宿７番地５
４．特定計量器の種類　非自動はかり

１．承認番号　第Ｙ176号
２．名称　株式会社サンジュニア
３．住所　長野県須坂市須坂1595番地１
４．特定計量器の種類　積算熱量計

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第16号

平成29年６月23日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 29 年７月 14 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Ｌ175号
２．名称　Sensus
３．住所　639 Davis Dr Morrisville, NC 27560 USA
４．特定計量器の種類　水道メーター

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第17号

平成29年６月26日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 29 年７月 14 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Ｑ177号
２．名称　愛安徳電子（深圳）有限公司
３．住所　1-5／F, No.4 Building, Hengchangrong High Tech Ind. Park, Shangnan East Rd, Hongtian, Shajing Town, Bao'an district, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

１．承認番号　第Ｑ178号
２．名称　愛安徳電子（深圳）有限公司
３．住所　1-5／F, No.4 Building, Hengchangrong High Tech Ind. Park, Shangnan East Rd, Hongtian, Shajing Town, Bao'an district, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

１．承認番号　第Ｑ179号
２．名称　愛安徳電子（深圳）有限公司
３．住所　1-5／F, No.4 Building, Hengchangrong High Tech Ind. Park, Shangnan East Rd, Hongtian, Shajing Town, Bao'an district, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

１．承認番号　第Ｑ1710号
２．名称　Guangdong Transtek Medical Electronics Co., Ltd.
３．住所　No. 105 Dongli Road, Torch Development District 528437 Zhongshan, Guangdong PEOPLE' S REPUBLIC OF CHINA
４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第18号

平成29年６月26日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 29 年７月 14 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第Ｑ1711号
２．名称　研精工業株式会社
３．住所　茨城県下妻市高道祖4210番地15
４．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 29 年７月 14 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵㉒に、次を加える。

㈱　企画割引「九州よかよかドライブパス2017」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大３日間又は４日間に、ニ）に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

ただし、ロ）に定める３日間利用及び４日間利用の別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	料金の合計額	
車種	３日間利用	４日間利用
軽自動車等	5,200円	6,400円
普通車	6,500円	8,000円

ハ）実施する期間

平成29年７月15日から平成29年12月17日までとする。ただし、平成29年８月10日から平成29年８月16日までの間を除く。

ニ）適用区間

九州縦貫自動車道鹿児島線、九州縦貫自動車道宮崎線、九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道、八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路の全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

１．［２］⑶のうち、路外給油サービス社会実験に関する割引を次のとおり改める。

㈠　路外給油サービス社会実験に関する割引

イ）割引をする自動車

ニ）に定める指定インターチェンジから流出し、西日本高速道路株式会社が指定する給油取扱所において給油を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ車

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、イ）に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

ハ）割引を実施する期間

平成27年４月20日から平成30年４月19日まで

ニ）指定インターチェンジ

高速自動車国道中国縦貫自動車道の吉和インターチェンジ又は六日市インターチェンジ